

第七章 「川崎に住んでよかった」と思える良好な環境の形成を。豊かな自然を残し、安心して住み続けられる川崎を

1 拠点開発にちからをそそぐまちづくりをやめ、徹底した住民合意で安心安全なまちづくりをすすめる

まちづくりの根本にかかわる問題として、2023年3月に『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）』等の見直しの基本的考え方^①が策定されました。現在整開保の策定作業が行われており、2024年度に決定されます。これは本市のまちづくりの基本方針となるものであり、その下に都市マスタープランや立地適正化計画が位置付けられます。「見直しの基本的考え方」では、おおむね10年間の主要な都市計画決定の方針を定めるとして、「人口減少期の到来を見据え、持続的に都市の活力を維持する都市づくり」が必要としています。しかし、人口のピークは2030年で160万人を超える、現在の154万人よりも減るのは2050年以降と予測されており、あと10年は160万人の都市をどう暮らしやすく作るのかが課題であり、この先40年以上を140万人を超える市民の暮らしを支える都市づくりをしなければなりません。この視点がなく、人口が縮小するとして、拠点開発を中心にして、そのほかの地域を縮小していくコンパクトシティをめざす計画を策定するのは、市民の暮らしとかけ離れたものにならざるを得ません。今存在する多くの市民を対象にして「川崎に住んでよかった」と思えるまちづくりをすることが求められています。

この1年間も、まちづくりに関する多くの住民要望が寄せられ、運動が作られてきました。その共通する要望は、「計画が決まる前に住民と話し合い、住環境が悪化しない開発をすべき」というものです。狭小敷地の無謀なマンション建設は減ったものの、工場跡地などの数少ない用地をめぐって、タワーマンション、物流倉庫、商業施設など、住環境を無視して少しでもうけをあげようとする事業者が住民と対立しています。従前から暮らしを営む住民の立場に立った仕組みを作るべきです。

① 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）」等の見直しにあたっては、拠点整備を中心とするのではなく、今後40年にわたって140万人以上の人口を抱える都市として、どの地域に住んでも交通や公共施設

設などが配置されている、均衡のとれた住みやすい都市にする計画を策定する。

- ② 地域に大きな影響を及ぼす開発計画などの事前協議があった場合は、計画が固まる前に住民の意見を取り入れる仕組みを作る。とりわけ、アクセスの対象になるような大きな開発計画の全容がわかるのはアクセスの方法書が最初である。それより前に住民に計画の全容がわかる仕組みを作り、アクセスの方法書が出るまで住民がわからないという状態をなくす。

- ③ 「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」は、一定の都市機能が付加されていれば容積率を増やすもので、単なる容積率緩和の道具となつているこの制度を廃止する。こうした安易な容積率緩和による巨大な建物の建設そのものをやめる。

- ④ 「小杉駅北口駅前まちづくり方針」については、宿泊施設等、高層建築物の誘導ではなく、防災や住民の声を生かした駅前整備になるよう、緑あふれるオープンスペースや、低層建築物を誘導する。

- ⑤ 「鷺沼駅周辺再開発事業」は、風害・交通渋滞・地上緑地の減少・学校生徒の増加による教室不足など生活環境の悪化をもたらすことから、高層ビル計画を中止する。また、現在の区役所・市民館・図書館の移転については、区民の合意はなく行わない。現在の施設を存続させ、鷺沼の駅前には、支所や分館を整備する。

- ⑥ 柿生駅前南地区は再開発事業を準備している地域であるが、高度利用地区を活用して、30階建ての高層建築物が提案されている。周辺の住民からは、「これからの時代に高層住宅はいらない」「住環境が悪化する」と反対の声が上がっており、建設計画は中止する。駅周辺の道路対策を中心に行い、問題解決を急ぐ。

- ⑦ 登戸土地区画整理事業内における市街地再開発事業は、税金の二重取りであるだけでなく、高層マンションの建設が近隣住民の願いなのか、町の賑わいはそれで行くのかという議論が一切ないまま、強行されようとしている。事業者と住民と話し合う機会を特別に設け、住民の声に沿ったものにする。超高層マンションは脱炭素社会にはふさわしくなく、地域に根付く低層の住宅を作り、町の賑わいを作る方策に切り替える。

- ⑧ 西加瀬プロジェクトについて。2019年に本市が示した「西加瀬地区における大規模工場跡地の土地利用誘導の基本的な考え方」で示した土地誘導にたちかえり、大型物流倉庫の建設をやめる。

- ⑨ 「川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱」について

ア 100戸を超えるような巨大なワンルームマンションの建設が続き、管理の問題で近隣とのトラブルが絶えない。特に部屋を投資目的で購入させることを目的とした分譲型マンションでは、個々の所有者が住んでいな

い場合の管理責任があいまいになっている。これを防止するため、建設指導要綱に、建設戸数の一定割合をファミリータイプにすることを義務付ける。分譲マンションの場合はマンション管理組合を作することを義務付ける条項を加える。

イ 小さいアパートのようなワンルームマンションを次々に作り、1棟丸ごと売ってしまうやり方で、管理人もおらず近隣とのトラブルが解決できないところもある。10戸未満であつても同一事業者が数棟立てる場合には、要綱を適用する。

ウ 東京都の多くの区がつくっているように要綱を条例化する。

⑩ ビルなどの解体工事について

ア マンションやビルなどの解体工事では、法律で定められている特定建設作業に当てはまらない作業によって、耐え難い振動や騒音が起きている。自治体として法の網にかからない騒音・振動を規制し、近隣住民の生活を守る。

イ 江東区では事前の届け出制度があり、標識の設置と工事着手7日前までの住民説明を義務付けている。本市は建設リサイクル法に基づく表示のみであり、近隣への住民へはちらしを配ることをお願いしているだけである。住民は突然解体工事が始まり生活に影響が出るなどの被害を受けており、江東区のような要綱をつくる。

⑪ 所有者不明で安全対策が必要な空き家への対策を急ぐ。空き家を活用できるよう、所有者がわかる空き家への改修工事の補助制度をつくる。

2 安心して住み続けられる住宅の確保は福祉の基本。公営住宅の充実を

本市の住宅事情は、他の首都圏の都市と比べても民間の賃貸住宅に住む率が高く小規模な民間借家がおおいことであり、高齢者の単身世帯が増加しているなかで、低所得者が安心して住み続けることに不安が広がっています。2023年3月に、「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」が策定され、「市営住宅入居募集制度」の改正も行われましたが、市営住宅が「長く住み続けられる住宅」から「通過型の住宅」にしようとしていることは重大です。

高齢者の住宅確保の基本は市営住宅の拡大です。高齢者が賃貸住宅を探しても年齢だけで断られることが社会問題となっています。そのため、高齢者住まい法、セーフティネット住宅法などが打ち出されていますが、公的責任が後退したまま市場の努力に任されているのでは、解決になりません。国も川崎市も、市営住宅を増やさないと方針

を撤回し、市民の福祉の増進のために市営住宅を増やす方針に切り替えるべきです。

また、2023年3月には「川崎市マンション管理適正化推進計画」が策定されました。住居となっている67万戸のうち25%が分譲マンションであり、持ち家に占めるマンションの割合は全国で最も高いのが川崎市です。このなかでマンションの老朽化と住民の高齢化が今後の社会問題となっていくことが明らかにされています。分譲マンションの放置は今後重大な問題になっていきます。そうなるまえに、管理組合の支援を行い、住民を取り残さない施策が求められています。

① 市営住宅について

ア 「第5次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」は小規模な住宅にシフトしていくこと、子育て世帯や若年単身者等で期限付き入居を増やすこと、団地の集約を行うことなどが新たに盛り込まれた。実際に申し込み方法も変更されている。ファミリー世帯や若年単身者に期限をつけるのは入居者の回転を速くするためである。

これは、申込数に比して住宅戸数が少なすぎることから「なかなか当たらない」という批判をかわすため、本来住宅を増やせば問題はない。貧富の格差が拡大し低所得者が増えている情勢の下で、市営住宅を抜本的に増やし、入居条件に合致している市民はみな入居できるようにする。土地の購入や建設は時間がかかることから、借り上げ住宅を復活させる。

イ 使用者が死亡するなどした場合の居住権の承継は、経済的事情などでも子どもも承継できるように条例改正を行う。

ウ 民法の改正により、ふすまや畳の張替えなどの経年劣化の修理は所有者の責任とされたことを適用し、退去時の経年劣化の修繕費用は市の負担とする。

② 高齢者向け優良賃貸住宅は事業開始後20年で補助が終わり、入居者は家賃が上がる。とても負担できないため、事業者が川崎市住宅供給公社の場合は公社負担で家賃補助を行うが、個人の場合はできないところが生まれていることは不公平である。国はさらに20年の延長を認めており、入居者の住居を守るため、補助の延長を行う。

③ 川崎市マンション管理組合登録・支援制度を周知し、管理組合の育成を行う。管理組合がない、機能していないなどのマンションの調査を行う。

3 生活道路、水道など公共インフラの整備を

- ① 生活道路の維持補修費を抜本的に増額し、市民からの陳情にすぐ対応できるようにする。
- ② 私道舗装助成の市民負担をなくす。予算を抜本的に増額し、毎年申請に応えられるようにする。
- ③ 街路樹の整備は愛護会など市民任せにせず、市として行う。予算を抜本的に増やし、毎年街路樹や植え込みの剪定を行う。落ち葉の掃除などをシルバー人材センター、障がい者施設など、公的な仕事として委託できる仕組みを作る。桜の樹木診断による更新をいそぐ。
- ④ 私道における上水道の管の埋設には市の補助があるが、修繕や敷設替えは全額自費となる。様々な事情で私道となっても共同で管を使用している場合は敷設替えの際には助成するよう制度をつくる。
- ⑤ カーブミラーの安全対策を全市で行う。補強が必要な箇所については直ちに対応する。
- ⑥ 橋梁は、令和3年度末時点で管理数609橋のうち、建設後50年以上経過した橋梁は140橋、建設された年度が不明な橋梁は309橋。歩道橋は管理数113橋のうち、建設後50年以上経過した歩道橋は69橋ある。これらの対策を急ぐ。
- ⑦ 県による水道事業の広域化に組せず、川崎市の水道事業の独立性を守る。水道料金の値上げにつながる神奈川県内広域水道企業団の増強計画に反対し、生田浄水場を復活させる。
- ⑧ 川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、住民に知らせることもないまま、東京外かく環状道路計画検討協議会での協議が重ねられ、すでに費用負担などの検討まで行われている。川崎側は住民合意もなく建設は不可能であり、きっぱりと中止する。
- ⑨ 「公共建築物長寿命化に向けた実施方針」で計画的に対応するのは屋上防水と外壁の塗装のみである。あとは管理者が対応するとなっており、とりわけ指定管理の施設は、申請がなければ対応の対象にもならず、あっても予算がなければ無視するという状況である。水道管、下水管、内装なども老朽化しているか点検を行い、市として対応する。
- ⑩ 酷暑対策のため、公道には熱を反射しないアスファルトを採用する。

4 交通体系を住民本位に整備する

自由に移動することは市民の権利です。高齢者の増加などにより公共交通の役割はますます重要になっています。

とりわけ市バスは採算性だけで運営するのではなく、公共交通の責任を果たすことが求められています。

① 市バス事業について

ア 市民が要望する路線の新設や増便に応える。そのために営業所の拡大、バスと運転手の確保を行う。一般会計からの繰り入れを増額する。

イ 障がい者への差別的な対応を根絶する。そのために、研修を繰り返し行う。(再掲)

② コミュニティ交通について。各地でデマンド交通などの実証実験を行っているが、いずれも本格運行に移行できずにいる。最大の問題は採算性であり、地元協議会だけでは継続できない。運営費に対する補助を創設する。

③ 南武線の片側改札駅の解消に向け、久地駅に早く着手する。久地駅横の踏切は大変危険であり、ただちに「賢い踏切」にするようJRに働きかける。中野島駅の橋上化は久地駅から間隔を開けずに早く着手するとともに、それまでの間臨時改札の開設時間を延長する。

④ 南武線連続立体交差事業については、移転を余儀なくされる住民に不利益がないようにする。立体交差化が実現するまでの間、開かずの踏切対策をJRに強く要望する。

⑤ 京急大師線の連続立体交差事業については、1期区間はこれ以上先延ばしせず、市民の声にこたえてすすめる。

⑥ 自転車駐輪場について

ア 利用者が集中する駅周辺において、自転車等駐輪場の増設を急ぐ。機械式はたいへん利用しやすく、土地がなくても増設できるため、機械式を増やす。

イ 自転車置き場が2段式になっていない所では、上の段に自転車を上げることができず、利用できない。また、無人式の駐輪場にしたところでは、自転車一台あたりの幅が狭く、左右に自転車が入っていると真ん中は利用できないラックを残している。また、こどもを載せることができる大きな自転車が普及しているなど自転車のカタチが変わってきている。こうしたものに対応するようニーズに合った施設にきりかえる。その際、収容台数を減らさない。

5 リニア新幹線の建設に反対する

2023年3月より、川崎市内においてもトンネル掘削工事が「調査掘進」の名で着手されましたが、巨大なトンネルを掘る危険性はこの数年各地で明らかになり、いずれの工事も何らかの理由で止まっている状態です。JR東海

も国交省も「リニアは安全」と言うが、リニアだけ起きないという保証は全くありません。実際北品川ではすぐに機械が損傷事故を起こしています。そもそも地質調査も十分ではなく、工事の段階から市民に影響があるリニア新幹線の建設は直ちに止めるべきです。

① 川崎市内のルートのボーリングによる地質調査を、200メートルに1か所行うようJR東海に強く申し入れる。その結果の公表を求める。

② 家屋調査は、希望者ではなく、すべての関係する家屋に対して行う。

③ 東百合丘工区では、騒音がひどく住民から苦情が上がっている。工事を中断し住民と話し合う。

④ 上下水道局の第2導水ずい道への悪影響は明らかであり、リニア新幹線の今の計画のままでの建設を中止するよう求める。

6 川崎に残る豊かな緑を守り、公園の整備を

① 斜面緑地と丘陵部のみどりの保全をいっそう旺盛に

ア ナラ枯れの対策を強化する。倒木の危険のある樹木の伐採を急ぐ。

イ Aランクだけでなく、貴重なBランクの緑地を保全する。

② 公園整備について

ア マンションを建てる際に近隣に一定の面積の公園があれば、6%の提供公園を緑化協力金にすることができ
る規定について、安易に協力を金を受け入れるのではなく、市街地では基本的に公園を提供するよう指導する。

イ 設置の条件のある公園にはすべてトイレと手洗い場を作る。築30年以上の古いトイレや、洋式便器になつて
いないトイレはただちに改築する。

ウ 草刈りや遊具の点検を1年に数回行い、子どもたちの安全を守る。

エ 気候変動により、夏の猛暑は避けられない。日中も遊べるように屋内の遊び場を公園内に整備する。

オ 各地でPark-PIが導入されている。これは基本的に民間が公園内で利益を上げてそれで公園の整備
を行うというものであり、すべての市民の憩いの場である公園の目的から外れている。参入している企業は限
られており、その企業のもうけのために市民の公園を利用させることはない。今後はPark-PIは導入
しない。すでに導入している施設は更新時に直営に戻す。

カ 等々力緑地のコンセッションの導入は、運営権に抵当が付き、公共施設の運営が金融機関のもとにあるという異常な事態である。コンセッションの導入をやめる。

③ 多摩川の干潟を保全する。羽田連絡道路の建設により河口部の干潟の生態系が破壊されている。元の干潟に戻すよう研究を行う。

7 災害対策について

異常気象による災害は全国各地で頻発し、本市も例外ではありません。自然災害は避けることができませんが、事前の備えで市民の命と財産を守ることは可能であり、その対策の多くは公的に行わなければなりません。課題は多く困難がありますが、できることから行うという姿勢がまず必要です。

① 震災対策について

ア 木造住宅耐震改修助成制度は、低所得層に対応するため、限度額をもとの一般世帯200万円、非課税世帯300万円に引き上げ、自己負担をなくすために補助率を設けないこととする。段階的な耐震補強も行える制度についても、同様に補助額を引き上げる。

イ 旧耐震の建物を建て替え新築する場合には、解体費に助成する制度を創設する。

② 風水害について

ア 国の多摩川緊急治水対策プロジェクトで計画されている多摩川の河道掘削はもとも2024年度までに189万㎡を行う予定だったが、工期を2025年度まで伸ばした。しかし2023年6月までに24%しか終わっておらず、工期中に終わるのか疑問である。大規模に推進するよう国に申し入れる。間に合わなければ市としても行う。

イ 多摩川緊急治水対策プロジェクトは、高津区と中原区に面するところが対象になっていない。これらの地域を行うよう、国に申し入れる。必要な箇所は市として掘削する。

ウ 多摩川と平瀬川の合流部について、住民の意見を反映させ、堤防は透明にする。

エ 令和元年東日本台風による浸水被害における排水樋管周辺地域の浸水対策について。長期対策で複数の排水区を一体的に捉え、排水できない雨水を新設する流下幹線で集め、新設または増設するポンプ場から多摩川へ排水するというもので、2025年度までの中期計画の中で具体化するとしている。この計画の具体化を急

ぐ。この能力は最大31ミリとしているが、もつと能力を高める。

オ 多摩川J R橋梁下堤防は河川管理施設等構造令が守られておらず、決壊のおそれがある。ただちに改修するよう国に求める。

カ 多摩川の洪水対策として、被覆型堤防に改修するよう国に求める。

キ 浸水対策の重点化地区のうち、2025年度末でも、川崎駅東口周辺地区、大島地区、観音川地区の3地区は達成度ゼロのままという目標であり、住民の不安が増している。これらの対策を急ぐ。

ク 「水害時避難ビル」を津波だけでなく、高潮・洪水時にも利用できるような協定とする。

③ 土砂災害特別警戒区域から移転するための補助制度を国の事業を使って創設する。移転できない建物に対し、がけ地の安全対策を行う助成制度の充実を図る。

④ 安価な防災ラジオを全戸に配布する。

⑤ 避難所について

ア 県立高校を震災時の避難場所とするよう県と協議する。風水害時の具体的な開設方法を明らかにする。

イ 「川崎市二次避難所（福祉避難所）開設・運営（基本）マニュアル」は、二次避難所の開設手順は示したが、具体的に一次避難所でどう振り分けるのか、そこからどう移送するのかという最大の問題に手がついていない。3か所のリハビリテーションセンターは最初から開設することにしたが、誰が行っていいのかなど具体化もされていないなど多くの課題が残っており、このままでは混乱する。基本的には、福祉避難所を最初から指定し、避難者を決めておくことが合理的であり、2次避難所とすることがいいのか検討する。実際には避難所にたくさんさんの要援護者が避難することは必至であり、その対応に必要な人員を配置できるだけの職員の増員を平時から行う。

ウ 2021年度末時点で63か所の避難所と水処理センターを結ぶ管渠の耐震化が完了していない。整備を前倒しで行う。すべての避難所に、貯留型のマンホールトイレを設置する。トイレはかなり不足すると考えられており、トイレトレーラーを導入する。

エ 要援護者の避難訓練をすべての避難所の開設訓練においておこなう。

オ 防災計画の中に、女性、性的マイノリティの方への配慮を具体的に盛り込む。

⑥ 南部防災センターをもとのコンセプトのとおり、常設の防災体験施設として整備する。

⑦ 臨海部の防災対策について

ア 臨海部の防災対策について。臨海部防災対策計画において、水江町のプロパンを貯蔵する高圧ガスタンクなどが大規模爆発火災になった場合、避難対象は川崎区全域と幸区の一部の広範囲に及ぶ。避難誘導するための連携機関は「消防職員、区職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等」となっているが、計画では2次爆発などの可能性を考慮しているにもかかわらず、これらの機関には2次爆発も含めた具体的な避難先や安全対策などは知らされていない。千葉県市原市の経験をふまえ、関係する機関との情報共有をしっかりとる。そのうえで関係団体の意見を聞き避難計画を再検討する。

イ コンビナート火災に備えた訓練を繰り返し行う。とくに大容量泡放射システムは訓練なしには活用できないので、搬送業者の想定も含め繰り返し訓練を行う。

ウ 羽田新飛行ルートにより、B滑走路からの離陸は2021年11月からの1年間は1日あたり47回、年間6911便となり1年前よりも増えており、騒音とともに事故の可能性が増している。国にただちに飛行ルートの撤回を求める。県に対し防災アセスメント調査を行うよう求める。コンビナート爆発などの大規模事故を想定した避難訓練を川崎区内の関係者で行う。

第八章 市民の命と健康を守り、公害のない、環境にやさしい川崎に

国連のグテレス事務総長は「地球沸騰化の時代が到来した」と警告しました。持続可能な経済・社会とするためには、二酸化炭素排出量の大幅削減とゼロに、国内の公害被害者の早急な救済や大気汚染対策、アスベストや土壌汚染対策など身の回りの公害・環境対策に真剣に取り組み、前進させることが必要です。公害・環境汚染問題の解決には、汚染者負担の原則、予防原則、非悪化原則、国民・住民の参画、そして徹底した情報公開等が欠かせません。

川崎市は2023年6月議会において、全国に誇る宝である「成人ぜん息患者医療費助成制度」と「小児ぜん息患者医療費支給制度」をその役割の検証も行わず、またパブリックコメントで99・9%の市民が廃止に反対の声を寄せ